神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針の一部改正について

1 改正の概要

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則」 (平成23年8月12日号外厚生労働省、国土交通省令第2号。以下、「共同高齢 者住まい法施行規則」という。)の一部改正により、有資格者の常駐に関する例 外的な取扱いが定められたことを踏まえ、所要の改正を行う。

また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号)により、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)についても、書面規制、押印、対面規制が見直しされたことから、所要の改正を行う。

※神奈川県が所管するのは、横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市以外の市町 村域です。

2 改正内容

- (1)共同高齢者住まい法施行規則第11条第5号に基づき、入居者の健康状態、 要介護状態等その他の事情を勘案し、あらかじめ当該入居者の承諾を得た 場合に有資格者が常駐しないこととする場合を加える。(12(1))
- (2) 書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて、電磁的記録により行うことができる旨を明記する。(17)
- (3) その他語句の修正、誤記訂正を行う。(11(9)、12、14(2)、15)